

令和6年度第8回総会（月例）議事録

日 時	令和6年11月27日（水） 午前10時開会																
場 所	教育総合センター2階 青年会館																
出席委員 （15名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">仮屋 幸孝（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>池田 晃</td> </tr> <tr> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>穂満 和廣</td> </tr> <tr> <td>横峯 明人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>枇榔 稔</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>本多 剛</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	仮屋 幸孝（会長代理）	有村 伊智博	池田 晃	鳥丸 俊秀	永尾 寛	福永 大悟	穂満 和廣	横峯 明人		園山 一則	豊留 辰男	中村 秀彦	枇榔 稔	堀之内 薫	本多 剛
上入來 幸一（会長）	仮屋 幸孝（会長代理）																
有村 伊智博	池田 晃																
鳥丸 俊秀	永尾 寛																
福永 大悟	穂満 和廣																
横峯 明人																	
園山 一則	豊留 辰男																
中村 秀彦	枇榔 稔																
堀之内 薫	本多 剛																
欠席委員 （4名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">岩元 節朗</td> <td style="width: 25%;">上四元 正昭</td> <td style="width: 25%;">弟子丸 宗一</td> <td style="width: 25%;">鳩宿 隆雄</td> </tr> </table>	岩元 節朗	上四元 正昭	弟子丸 宗一	鳩宿 隆雄												
岩元 節朗	上四元 正昭	弟子丸 宗一	鳩宿 隆雄														
事務局	<p>事務局長 種村</p> <p>主 幹 竹之内</p> <p>支局主任 濱畑、陣ヶ尾、小山田、山下、山崎、小村、栗須</p> <p>専門員 高山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邊、真方、福元</p> <p>主 査 安樂、上崎</p> <p>主 任 矢崎、米倉</p>																
農政総務課	<p>主 査 神崎</p> <p>技 師 井手</p>																
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第5条許可申請に関する件 3 非農地認定に関する件 4 農地利用変更届出に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件 9 地域計画に係る意見書に関する件 10 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 																
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 賃借料情報の提供について 																

議	長 開 会 (午前10時) 定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第8回総会を開催いたします。
議	長 それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中15人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、岩元委員、上四元委員、弟子丸委員、鳩宿委員から出されています。 次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、池田委員、枇榔委員をお願いいたします。 今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。 次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題1「農地法第3条許可申請に関する件」、議題4「農地利用変更届出に関する件」、議題5「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは、議題の審議に入ります。

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～3ページ 10件	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>3ページ、番号10号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、10番委員をお願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、申請理由：農業廃止、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1の19ページにありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、9番委員をお願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請理由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>譲受人の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝うなど、10年以上の農作業経験があることから、新規農家には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝いなどしながら5年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>今回、農地を取得するにあたり、3条許可の申請を行うものであります。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題2. 農地法第5条許可申請に関する件 4ページ～9ページ 17件	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟60.00㎡、庭敷地等183.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…里道、西…水路、北…市道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、宅地分譲2区画486.00㎡、東…他人田、西…市道、南・北…宅地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟56.72㎡ 庭敷地等262.89㎡、東…他人畑、西…宅地、南…市道、北…山林、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、住家1棟104.54㎡、通路43.50㎡、法面117.20㎡、庭敷地等346.98㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟75.77㎡、庭敷地等107.23㎡、東・南…宅地、西…貸人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、市道に接していませんが、雨水は、隣接する貸人の義母が所有する宅地を経由して、市道側溝に流します。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、材木保管場450.00㎡、転回場等827.00㎡、東…他人田、西…県道 南…水路、北…農道、境界…防護柵、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>申請人は市内で林業を営んでいる個人で、申請地近くで伐採を請け負っており、材木保管場及びトラック転回場として使用するものです。申請地は、転用許可を受けないまますでに材木が搬入されていたことから、今回始末書添付の上、申請するものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>なお、申請地の農地区分は、農用地区域内農地であるため、一時転用期間終了後は元の農地へ復元することになります。</p> <p>番号7号、通路74.00㎡、駐車場15.00㎡、東…市道、西…山林、南…他人畑 北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、宅地分譲6区画1, 513.88㎡、通路143.39㎡、東…県道、西…宅地、山林、南…宅地、他人畑、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、駐車場62.50㎡、法面等547.50㎡、東…他人田、西…宅地、南…水路、他人田、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、資材置場100.00㎡、通路等213.00㎡、東・西・北…山林、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、住家1棟86.95㎡、庭敷地等292.05㎡、東…他人畑、農道、西…渡人畑、南…渡人畑、別件5条申請地、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、通路68.00㎡、東…農道、西…渡人畑、南…里道、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、土砂止擁壁47.00㎡、管理通路49.00㎡、東…鉄道用地、西…渡人畑、南…他人畑、北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地周辺では、10数年前より大雨や台風などでシラス崖地が崩れ、土砂の流入が発生していました。そこで受人は、隣接する農地の所有者の承諾を受け、平成28年に土砂流入防止用の擁壁を設置したものです。</p> <p>緊急性があったとはいえ、これらの転用には農地法の許可が必要であることから、申請者から始末書及び申出書を添付のうえ、追認許可を得ようとするものです。</p> <p>番号14号、杉80本628.00㎡、東…河川、西…他人田 南…他人畑、宅地、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>渡人は、農地の管理が困難になったため数年前から植林を始めたが、その際に、農地転用の許可が必要であることを知らずに整備したため、今回、始末書添付のうえ、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>申請人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、建売住宅7棟588.83㎡、庭敷地等1,842.07㎡、東…里道、西・南…山林、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、住家1棟100.20㎡、駐車場15.38㎡、庭敷地等147.53㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、住家1棟79.49㎡、庭敷地等415.51㎡、東・南・北…他人畑、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号6号は農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
13番委員	<p>番号13ですが、鉄道の緊急性の措置ですね。こういうのにも始末書添付が必要なんですか。</p>
事務局	<p>地方公共団体等が災害対策基本法とか非常災害の応急対策に基づくことにつきましては、特に農地転用等は、緊急の場合認められているのですが、今回の場合は、平成28年というだいぶ前の段階であったものですから、始末書を添付してもらったところでございます。昔の転用であって、今判明したということだったので、今回は添付してもらったという形になっております。</p>
事務局	<p>補足します。</p> <p>鉄道関係のものにつきましては、ご質問があったように、特例規定の中で、鉄道に関する転用は、公共的な部分が認められて、普通にすればできるようになっておりますが、今話にありましたとおり、平成28年の話ということで、古い話なものですから、そういうのを勘案して、今回は始末書を出してもらったということです。その時に申請を出していただければ、始末書もなくできたことだと思っております。</p>
13番委員	<p>追認なんですけど、公共機関にこういうのを求めて始末書を添付させるというのは、間違っていると思います。例えば田んぼで、上から土砂が崩れてきました。それを防ぐために許可を待っていたら2ヵ月かかるわけです。そんな応急処置をするのに始末書添付が本当にいるのかということです。災害時の特例をいうのを追認で構わないですが、始末書添付はおかしいのではないかと思います。今後の課題だと思います。</p>

議 長	<p>県に確認をしてみたらいいと思います。 ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	<p>番号15ですが、建売住宅7棟588.83㎡となっておりますが、1棟あたりにすれば、面積はいくらになるのか、建坪というのはいくらになるのか、わかれば教えてください。</p>
松 元 支 局	<p>ご説明します。(図面掲示)</p> <p>7区画という形に分かれておりまして、右と下の部分は隣接する山地になっております。農地と合わせて2,430.90㎡の面積になっております。7区画ですので、1区画あたり、大体350㎡位ということになります。</p>
2 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第5条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号6号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 非農地認定に関する件 10ページ～12ページ 8件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、調査結果：3231-20、3231-乙1：杉、雑木自然繁茂、約70年経過、現況山林。3244-2：檜、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：倉庫1棟、19年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：通路として15年経過、現況道路。</p> <p>番号4号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：4063-2：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>4065-1：檜、雑木自然繁茂、約40年経過、現況宅地。</p> <p>番号7号、調査結果：4064-1：檜、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。4064-2：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。4064-3：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 4. 農地利用変更届出に関する件 13 ページ 1 件	
議 長	<p>次に、議題 4 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。</p> <p>この件につきましては、13 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13 番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、10 番委員をお願いします。</p>
10 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：隣地より低く一体利用するため、田の表土をはがし、盛土を行ったうえ、もとの表土を戻し、段差を解消することで、田としての利便性を図る。工事開始日：令和 6 年 12 月 1 日、工事終了日：令和 7 年 3 月 31 日、周囲の状況：東…水路、河川、西・北…他人田、南…他人田、河川、北…河川、原野、境界…土留、高さ…0.23m～0.63m、作物…水稻、搬入土…シラス。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>隣地は、北側の他人田であり、申請人が借受人として令和 7 年 8 月 31 日まで 10 年間の利用権設定しているものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 4. 「農地利用変更届出に関する件」 1 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p> <p>次の審議に入ります前に、13 番委員におかれましては、ご着席をお願いします</p> <p>(13 番委員着席後)</p>

議題 5. 農用地利用集積計画に関する件 14 ページ～21 ページ 13 件	
議 長	<p>次に、議題 5 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>21 ページ、番号 13 号につきましては、10 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、10 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>10 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(10 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 13 号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>21 ページをご覧ください。</p> <p>番号 13 号、地目：田、面積 1, 547. 00 m²、権利の種類：賃貸借権、設定期間 6 年、区分：新規。</p> <p>令和 6 年 11 月 29 日公告予定です。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5 「農用地利用集積計画に関する件」番号 13 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、10 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(10 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの 12 件及び先ほどの 1 件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の14ページをご覧ください。</p> <p>「議案第5号」、令和6年11月29日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権11件、14筆、16,607.00㎡、使用貸借権2件、2筆、2,108.00㎡、合計13件、16筆、18,715.00㎡です。</p> <p>議案書の15ページから21ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 4件</p>	
議長	<p>次に、議題6「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、伊敷、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、育苗施設兼貸資材置場</p> <p>4. 現況、申出地は、小山田町中ノ甲地区にあり、伊敷支所から北西へ約6.3kmに位置し、東側は宅地、西側は他人畑、南・北側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、吉田、4番委員お願いします。</p>

4 番 委 員	<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場</p> <p>4. 現況、申出地は、本名町本吉田地区にあり、吉田支所から南西へ約 2.4 km に位置し、東側は農道、西側は他人畑、南側は駐車場、北側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>次に、10 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場</p> <p>4. 現況、申出地は、宮之浦町倉谷地区にあり、吉田支所から南東へ約 3.9 km に位置し、東側は他人田、西側は水路、南側は水路、里道、北側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17 番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。14 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、入佐町木下地区にあり、松元支所から南西へ約 3.1 km に位置し、東・南側は農道、西・北側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」4 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件	
別冊資料 2 1 件	
議 長	次に、議題 7 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 それでは、松元、17 番委員お願いします。
17 番委員	ご報告します。18 ページです。 3. 変更後の用途、農業用倉庫、車両置場及び運動場 4. 現況、申出地は、入佐町巢山西原地区にあり、松元支所から南西へ約 3.3 km に位置し、東側は畜舎、山林、西側は他人畑、南側は農道、北側は山林に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は農業用倉庫、車両置場及び運動場であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題 8. 相続税の納税猶予に関する件	
22 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 8 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、本局、2 番委員お願いします。

2 番 委 員	<p>22ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものです。</p> <p>相続開始年月日は、平成18年3月5日です。</p> <p>申請人は被相続人の子で、今回が7回目の発行です。</p> <p>申請は、令和6年10月21日に提出され、11月12日に中央地区推進委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしましたので、その結果をご説明します。</p> <p>申請農地は、全て畑でした。</p> <p>番号1・2は、続き地で、ニンジン、ブロッコリー、深ネギ、タマネギ、ピーマン、ダイコンが作付け中。</p> <p>番号3・4も、続き地で、ビニールハウス(3棟)に、センモト、ほうれん草が作付け中、トマト、きゅうりが作付け予定で、また、露地には、ブロッコリー、白菜、ショウガ、ダイコン、茄子、クロダイズが作付けされていました。</p> <p>番号5は、トウガン、カボチャ、ヤマイモ、さつまいもが作付け中、里芋が作付け予定でした。</p> <p>従いまして、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
<p>議題9．地域計画に係る意見書に関する件</p> <p>別冊資料3 3件</p>	
議 長	<p>次に、議題9「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>議題9.「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。 別冊資料3の2ページをご覧ください。 今回は、3ヶ所の地域計画の変更でございます。 下福元町（玉利。大脇原）地域です。 主な変更の内容は、下福元町2283-3外7筆の除外です。 次に、犬迫町（川路山、横井原）地域です。 主な変更の内容は、犬迫町10238外1筆の担う者の変更です。 次に、東桜島1（野尻町、持木町、東桜島町、古里町）地域です。 東桜島町2380-1の除外です。 除外につきましては、現状、山林原野化しておりまして、将来に渡っても、農地への回復は見込めないということで除外するものです。 詳しい内容については、3ページ以降お目通しください。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9「地域計画に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり決定いたします。</p>
<p>議題10. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 別冊資料4 8件</p>	
議長	<p>次に、議題10「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料4です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>議題10「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について説明します。 別冊資料4の1ページをご覧ください。 農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画（案）を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。 2ページをご覧ください。 令和6年12月31日から貸付予定の農地になります。 使用貸借権が7筆5,719㎡、賃貸借権が5筆4,915㎡となっております、合計12筆、10,634.00㎡です。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから26ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。</p>

議	<p data-bbox="363 159 395 192">長</p> <p data-bbox="448 159 1406 232">ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="467 286 772 320">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="421 374 1485 488">それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」8件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p data-bbox="448 542 903 616">議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 23ページ～25ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。23ページです。 照会日：令和6年10月25日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年11月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	報告します。24ページです。 照会日：令和6年11月7日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年11月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。25ページです。 照会日：令和6年11月5日、現況：農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況農地である。 処理状況：令和6年11月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 26ページ～28ページ 11件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 29ページ～35ページ 21件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 36ページ～37ページ 4件	
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 38ページ～43ページ 10件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>26ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。</p> <p>登記地目別では、田20筆、7,391.90㎡、畑22筆、5,686.69㎡、他（現況農地）3筆、954.00㎡となっております。</p> <p>取得した事由別数は、相続が11件。権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、無が11件となっております。</p> <p>27ページから28ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、29ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が2件、駐車場が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が11件、共同住宅が2件、駐車場、資材置場が各1件、その他が3件、合計18件となっております。</p> <p>30ページは、4条関係3件、31ページから35ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、36ページから37ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>伊敷地区で2件、吉野、吉田地区で各1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、38ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権5件、5筆、4,184.00㎡、使用貸借権5件、7筆、3,357.00、合計10件、12筆、7,541.00㎡です。</p> <p>39ページから43ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料5 177件</p>	
議長	<p>次に、報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計177筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
<p>7. 賃借料情報の提供について 別冊資料6</p>	
議長	<p>次に、報告事項7「賃借料情報の提供について」別冊資料6です。それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>次に報告事項7「賃借料情報の提供について」報告いたします。</p> <p>別冊資料6をご覧ください。</p> <p>1の趣旨について、この賃借料情報の提供は、平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料に関する規定が削除され、これにかわるものとして、農地法第52条の規定に基づき、地域における農地の賃借料の目安になるものとして、実勢の賃借料の情報を提供するものです。</p> <p>次に、2の算出方法等については、平成21年9月に全国農業会議所が示した手引きを参考に、賃借料情報に関するデータを収集し、賃借料水準の計算を行いました。</p> <p>(1)の賃借料情報データは、農地台帳より令和5年3月から令和6年10月までの間に、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告のあった農用地利用集積計画、利用権設定の賃貸借データを使用しました。</p> <p>(2)の賃借料水準の計算は、区分ごとの全賃借料データの平均値の1.7倍を超えるものと0.3倍未満の、特殊な取引に係るデータを取り除いた後のデータから10アールあたりの平均額、最高額、最低額を求めました。</p> <p>次に、3の提供区分について、(1)の地目は、作付作物から、田・畑・樹園地(茶畑)に分類し、畑のうち、松元地域については、お茶の産地としての地域性を考慮して、一般畑と茶畑に区分しました。</p> <p>(2)の地域については、平成16年11月1日の合併前の鹿児島地域及び吉田、桜島、喜入、松元、郡山の6地域に区分し、桜島地域の畑には、桜島地区と東桜島地区を合わせて提供します。</p> <p>なお、同地域に田はないことから地域設定はありません。</p> <p>4の賃借料情報の提供方法については、(1)の提供方法として、賃借料水準を賃借料情報として、農業委員会だよりと市ホームページに掲載するとともに、農業委員会本・支局の窓口配布等により提供します。</p> <p>(2)の公表期間は、令和7年12月までを予定しています。</p> <p>5の賃借料情報の公表案については、裏面のページのとおりです。お目通しをお願いします。</p> <p>以上で、賃借料情報の提供について、報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時55分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度第8回総会（月例）開催日時は、 12月26日（木）午後2時15分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・令和6年度第2回合同委員会開催日時は、 12月26日（木）午後3時30分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・令和6年度農談会は、 12月26日（木）午後5時30分開催 アクアガーデンホテル福丸
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時）</p>